



島根県報

平成22年3月31日（水）
号外第80号
（毎週火・金曜日発行）
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	3
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	4
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	4
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	9
職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	9
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則	10

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	11
------------------------	----

人 事 委 員 会 規 則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 1 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第13条の 2 の見出しを「（時間外勤務手当）」に改め、同条第 1 項中「第13条の」を「第13条第 1 項の」に改め、同条第 2 項中「週休日の振替え」を「週休日の振替」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 条例第13条第 4 項の人事委員会規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間（条例第 2 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）外に勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第 5 号。以下「勤務時間規則」という。）第 4 条第 3 項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間外に勤務した月においてその期間の全部を勤務時間条例第 4 条第 1 項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他人事委員会が定める職員を除く。） 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(7) 当該月における日曜日の日数が 4 である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて 4 番目の原週休日までの間の原週休日

(4) 当該月における日曜日の日数が 5 である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて 5 番目の原週休日までの原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間規則第 4 条第 3 項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(7) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が 4 である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて 4 番目の原週休日までの間の原週休日

(4) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が 5 である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて 5 番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前 2 号に掲げる職員以外の職員 前 2 号に掲げる職員との均衡を考慮して人事委員会が定める日

第15条第 4 項中「前項本文」を「第 3 項本文（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 職員が勤務時間条例第 8 条第 1 項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「次の」とあるのは、「勤務時間条例第 8 条第 1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の次の」とする。

第15条の 2 中「をいう。」を「とする。」に改め、同条第 1 号中「職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事

委員会規則第5号。以下「」及び「」という。)」を削る。

第17条第5項第1号中「6月に支給する場合においては100分の145」を「100分の135」に、「100分の185」を「100分の175」に改め、「12月に支給する場合においては100分の125（特定管理職員にあつては、100分の165）」を削る。

別表第3知事の事務部局の部5種の項中「自治研修所部長」及び「同 栽培漁業部長」を削り、同部6種

の項中「特別徴収監」を 「特別徴収監 中山間地域研究センター研究企画監」 に改め、県議会の事務部局の部5種の項中

「事務局室長」を 「事務局室長 同 上席調整監」 に改め、教育委員会の部2種の項中「生涯学習推進センター所長」を「東部社会

教育研修センター所長」に改め、同部3種の項中「西部生涯学習推進センター所長」を「西部社会教育研修センター所長」に改め、同部5種の項中「上席調整監」を削り、監査委員の事務部局の部中

「

事務局課長	3種
-------	----

」を「

事務局課長	3種
事務局上席監査監	5種

」に改める。

別表第6中「

隠岐郡西ノ島町大字浦郷	水産技術センター栽培漁業部
-------------	---------------

」を

「

隠岐郡西ノ島町大字浦郷	水産技術センター総合調整部栽培漁業グループ
隠岐郡西ノ島町大字浦郷	水産技術センター栽培漁業スタッフ

」に改め、

「

隠岐郡隠岐の島町西田	隠岐の島警察署磯駐在所
------------	-------------

、

「

隠岐郡隠岐の島町布施	隠岐の島警察署布施駐在所
------------	--------------

」及び

「

益田市桂平町	益田警察署二条駐在所
--------	------------

」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第2号

職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休日及び休暇に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（休日）」を「（職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第3条の2第1項第2号中「職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）」を「勤務時間条例」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第3号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「農林水産部農畜産振興課」を「農林水産部食料安全推進課」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第4号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第41条第5項第1号中「6月に支給する場合には100分の145、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の135」に改める。

第50条に次の1項を加える。

- 2 全日制の課程を置かない高等学校に前項の規定を適用する場合には、「全日制の課程」とあるのは「通信制の課程」と読み替えるものとする。

別表第11の特別支援学校の項中「2.0」を「1.5」に改める。

別表第17を次のように改める。

別表第17（第43条関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		1	2,900円	3,600円	7,400円
	2	2,900	3,600	7,400	9,900
	3	2,900	3,600	7,400	9,900
	4	2,900	3,600	7,400	9,900
	5	3,000	3,800	7,600	10,100
	6	3,000	3,800	7,600	10,100

7	3,000	3,800	7,600	10,100
8	3,000	3,800	7,600	10,100
9	3,100	4,100	7,900	10,400
10	3,100	4,100	7,900	10,400
11	3,100	4,100	7,900	10,400
12	3,100	4,100	7,900	10,400
13	3,200	4,200	8,100	10,600
14	3,200	4,200	8,100	10,600
15	3,200	4,200	8,100	10,600
16	3,200	4,200	8,100	10,600
17	3,400	4,400	8,300	10,800
18	3,400	4,400	8,300	10,800
19	3,400	4,400	8,300	10,800
20	3,400	4,400	8,300	10,800
21	3,600	4,600	8,600	11,000
22	3,600	4,600	8,600	11,000
23	3,600	4,600	8,600	11,000
24	3,600	4,600	8,600	11,000
25	3,800	4,800	8,700	11,200
26	3,800	4,800	8,700	11,200
27	3,800	4,800	8,700	11,200
28	3,800	4,800	8,700	11,200
29	3,900	5,100	9,000	11,300
30	3,900	5,100	9,000	11,300
31	3,900	5,100	9,000	11,300
32	3,900	5,100	9,000	11,300
33	4,100	5,400	9,200	11,500
34	4,100	5,400	9,200	11,500
35	4,100	5,400	9,200	11,500
36	4,100	5,400	9,200	11,500
37	4,300	5,600	9,400	11,700
38	4,300	5,600	9,400	
39	4,300	5,600	9,400	
40	4,300	5,600	9,400	
41	4,500	6,000	9,700	
42	4,500	6,000	9,700	
43	4,500	6,000	9,700	

	44	4,500	6,000	9,700	
	45	4,600	6,300	9,900	
	46	4,600	6,300	9,900	
	47	4,600	6,300	9,900	
	48	4,600	6,300	9,900	
	49	4,800	6,500	10,100	
	50	4,800	6,500	10,100	
	51	4,800	6,500	10,100	
	52	4,800	6,500	10,100	
	53	4,900	6,900	10,200	
	54	4,900	6,900	10,200	
	55	4,900	6,900	10,200	
	56	4,900	6,900	10,200	
	57	5,100	7,200	10,400	
	58	5,100	7,200	10,400	
	59	5,100	7,200	10,400	
	60	5,100	7,200	10,400	
	61	5,300	7,500	10,600	
	62	5,300	7,500	10,600	
	63	5,300	7,500	10,600	
	64	5,300	7,500	10,600	
	65	5,400	7,700	10,700	
	66	5,400	7,700	10,700	
	67	5,400	7,700	10,700	
	68	5,400	7,700	10,700	
	69	5,600	7,900	10,800	
	70	5,600	7,900	10,800	
	71	5,600	7,900	10,800	
	72	5,600	7,900	10,800	
	73	5,700	8,100	10,900	
	74	5,700	8,100	10,900	
	75	5,700	8,100	10,900	
	76	5,700	8,100	10,900	
	77	5,900	8,300	11,100	
	78	5,900	8,300		
	79	5,900	8,300		
	80	5,900	8,300		

再
任
用
教
育
職
員
以
外
の
教

育 職 員	81	6,000	8,500		
	82	6,000	8,500		
	83	6,000	8,500		
	84	6,000	8,500		
	85	6,100	8,700		
	86	6,100	8,700		
	87	6,100	8,700		
	88	6,100	8,700		
	89	6,300	8,900		
	90	6,300	8,900		
	91	6,300	8,900		
	92	6,300	8,900		
	93	6,400	9,100		
	94	6,400	9,100		
	95	6,400	9,100		
	96	6,400	9,100		
	97	6,500	9,300		
98	6,500	9,300			
99	6,500	9,300			
100	6,500	9,300			
101	6,600	9,400			
102	6,600	9,400			
103	6,600	9,400			
104	6,600	9,400			
105	6,700	9,600			
106	6,700	9,600			
107	6,700	9,600			
108	6,700	9,600			
109	6,700	9,700			
110	6,700	9,700			
111	6,700	9,700			
112	6,700	9,700			
113	6,800	9,800			
114	6,800	9,800			
115	6,800	9,800			
116	6,800	9,800			
117	6,900	10,000			

	118	6,900	10,000		
	119	6,900	10,000		
	120	6,900	10,000		
	121	6,900	10,100		
	122	6,900	10,100		
	123	6,900	10,100		
	124	6,900	10,100		
	125	7,000	10,200		
	126	7,000	10,200		
	127	7,000	10,200		
	128	7,000	10,200		
	129	7,100	10,200		
	130	7,100	10,200		
	131	7,100	10,200		
	132	7,100	10,200		
	133	7,200	10,300		
	134	7,200	10,300		
	135	7,200	10,300		
	136	7,200	10,300		
	137	7,200	10,400		
	138	7,200			
	139	7,200			
	140	7,200			
	141	7,300			
	142	7,300			
	143	7,300			
	144	7,300			
	145	7,400			
	146	7,400			
	147	7,400			
	148	7,400			
	149	7,500			
	150	7,500			
	151	7,500			
	152	7,500			
	153	7,500			
再任用教育		4,600	5,600	7,400	9,400

職員					
----	--	--	--	--	--

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 5 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「農林水産部農畜産振興課家畜病性鑑定室」を「農林水産部食料安全推進課家畜病性鑑定室」に改める。

第13条第 2 項中「保健環境科学研究所保健科学部食品化学スタッフの職員」を「保健環境科学研究所保健科学部細菌グループに勤務する職員のうち食品中の重金属、化学物質及び食品添加物の調査研究又は貝毒の検査の業務に従事する職員」に改める。

第14条第 2 項中「（食品化学スタッフの職員を除く。）」を削る。

第20条第 2 項中「水産技術センター栽培漁業部に勤務する」を「水産技術センター総合調整部栽培漁業グループ及び栽培漁業スタッフの」に改める。

第21条第 1 項を次のように改める。

条例第34条第 2 項に規定する手当の額は、1 航海の総水揚げ額に100分の27を乗じて得た額の範囲内で職員の職務に応じて任命権者が人事委員会の承認を得て定める額と次の各号に掲げる職員の職務の級の区分に応じて当該各号に定める額との合計額とする。

- (1) 海事職給料表（職員の給与に関する条例別表第 3 に掲げるものをいう。以下この項において同じ。） 1 級 1 月につき19,100円
- (2) 海事職給料表 2 級 1 月につき27,000円
- (3) 海事職給料表 3 級 1 月につき37,700円
- (4) 海事職給料表 4 級以上の級 1 月につき45,300円

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3 月 31 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 6 号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第10条」を「第11条」に改める。

第 4 条の見出し及び同条第 3 項から第 5 項までの規定中「週休日の振替え」を「週休日の振替」に改める。

第 7 条第 2 項中「（昭和27年島根県条例第10号）の次に「。以下「休日休暇条例」という。」を加える。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第9条の2 条例第8条第1項の人事委員会規則で定める期間は、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「給与条例」という。）第13条第4項に規定する60時間を超えてした勤務の全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある正規の勤務時間を割り振られた日（休日（休日休暇条例第2条第1項に規定する休日をいう。）及び代休日（休日休暇条例第3条第1項に規定する代休日をいう。）を除く。第4項において同じ。）の勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第13条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第13条第1項第1号及び同条第3項に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）第13条（同条例第22条において準用する場合を含む。）及び第23条の規定により読み替えられた給与条例第13条第1項ただし書並びに同条例第13条第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある正規の勤務時間を割り振られた日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第8条第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第10条、第11条及び第12条中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第14条、第15条及び第16条中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第7号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改

正する。

別表第1第2の項第1号中「4級に属するものを除く。）に限る。）」を「4級及び5級に属するものを除く。）に限る。）」に改める。

別表第2第1の項第4号中「命令」を「命令並びに代休日及び時間外勤務代休時間の指定」に改め、同項第6号中「及び児童手当」を「並びに児童手当及び子ども手当」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第1号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第2号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表知事の事務部局の部自治研修所の項中

「 部長 」	を	「 」	に改め、同部水産技術センターの項中	「 部長 」	を	「 部長 上席調整監 」	に改め、
--------------	---	--------	-------------------	--------------	---	-----------------------	------

同部高等技術校の項中	「 校長 教頭 」	を	「 校長 教頭 上席調整監 」	に改め、県議会の事務部局の部県議会事務局の項中
------------	--------------------	---	-----------------------------	-------------------------

「 課長 管理監 室長 」	を	「 課長 管理監 室長 上席調整監 」	に改め、教育委員会の部本庁の項中	「 課長 管理監 室長 センター長 上席調整監 」	を	「 課長 管理監 室長 センター長 」	に改め、
---------------------------	---	------------------------------------	------------------	---	---	------------------------------------	------

同部教育センターの項中	「 センター長 部長 」	を	「 課長 センター長 部長 」	に改め、同部中「生涯学習推進
-------------	-----------------------	---	-----------------------------	----------------

センター」を「東部社会教育研修センター」に、「西部生涯学習推進センター」を「西部社会教育研修センター」に改

め、監査委員の事務部局の部監査委員事務局の項中	「 課長 監査監 」	を	「 課長 上席監査監 」	に改め、別表の2の表警察
-------------------------	---------------------	---	-----------------------	--------------

			監査監	
の部警察本部の項中	部長 首席監察官 参事官 課長 監察官 監査官 調査官	を	部長 首席監察官 参事官 課長 室長（課に置 かれた室を除 く。） 監察官 監査官 調査官	に改め、別表の 4 の表知事の事務部局の部中山間地域

研究センターの項中	部長	を	部長 研究企画監	に改め、別表の 6 の表知事の事務部局の部隠岐保健所の項中
-----------	----	---	-------------	-------------------------------

診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	を	診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	に改め、同部保健所の項中
---	---	---	--	--	--------------

診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	を	診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	薬剤師 獣医師 診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士 栄養士 理学療法士 作業療法士 歯科衛生士	に改め、同部わかたけ学園の項中
---	---	---	--	--	-----------------

「
| 栄養士 | 栄養士 | 栄養主任 | 栄養主任 | を | 管理栄養士 | 管理栄養士 | ※主任 | ※主任 | に改め、
| 栄養士 | 栄養士 | 栄養主任 | 栄養主任 | 」
| 管理栄養士 | 管理栄養士 | ※主任 | ※主任 | 」

別表の 7 の表知事の事務部局の部島根あさひ社会復帰促進センター診療所の項中

「
| 看護師長 | を | 主任看護師 | に改める。
| 主任看護師 | 」

附 則

この細則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。